

おっきな〜れ!

尼崎市立武庫中学校
平成27年度生徒指導通信
第5号(H27.9.25)
生徒指導部

交通安全教室

2学期が始まり、1ヶ月が経とうとしています。最近の学校生活を見ていると、遅刻があったり、服装がだらしなかったり、名札がついていなかったりと、気の緩みが見られます。10月には文化発表会があり、クラスで学年で一致団結して頑張らないといけません。まずは、もう一度自分自身を見つめ直してほしいと思います。

さて、今月30日(水)の5校時に、『交通安全教室』が行われます。以前朝礼でも話をしましたが、今年の6月1日から道路交通法が改正され、自転車の交通違反に対する取り締まりが強化されました。そこで、今回の交通安全教室は、「交通ルールと安全な自転車運転の基礎知識」を中心に、自転車の乗り方・ルールについての講演会を行います。市役所の生活安全課の人や、尼崎北警察の人に講演してもらいます。自転車の整備・点検方法なども話してもらいます。しっかりと聞いて、事故の被害者や加害者にならないようにしてほしいと思います。



道路交通法改正

今回の道路交通法改正で、危険項目に指定されたのは、右の14項目。わかりやすい言葉で解説をしていきます。

1の信号無視はわかりますね。もちろん、信号の指示を無視(赤信号なのに渡る)すること。2は、道路標識などで通行禁止されている場所を通ること。3は歩道を徐行(ゆっくり走る)せずに通ること。4は自転車専用レーンの枠外を通ること。5は歩道がない道で、歩行者の通行を妨げること。6は閉じようとしている、又は閉じている踏切内への立ち入り。7は交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど。8は交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど。9は右回り通行が指定されている交差点で、流れに逆らうなど。10は一時停止の指定がある場所で止まらないことなど。11は歩道で歩行者の通行を妨げること。12はブレーキが利かない、又は壊れた自転車の運転。13はあまり関係ありませんが、お酒を飲んだ自転車の運転。14は前方不注意などのさまざまな行為です。この14の安全運転義務違反には、前方不注意以外に傘を差しての自転車運転(傘を自転車に固定するのもダメ!)や、自転車運転中の携帯電話やスマホの操作(チラッと見るだけでもダメ!)、イヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの自転車運転もあてはまります。また、並列走行OKの道路標識がある場所以外での並列(横並び)走行や、2人乗りもダメです。ただし、2人乗りに関しては、16歳以上の運転者が6歳未満の幼児1人に限り、専用椅子に乗車させるのはかまいません。

これらの違反行為を、3年間のうち2回以上摘発された自転車利用者は、公安委員会の命

危険項目

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 歩行者専用道での徐行違反等
4. 通行区分違反
5. 路側帯の歩行者妨害
6. 遮断機が下りた踏み切りへの侵入
7. 交差点での優先道路通行車妨害等
8. 交差点での右折車妨害等
9. 環状交差点での安全進行義務違反
10. 一時停止違反
11. 歩道での歩行者妨害
12. ブレーキのない自転車運転
13. 酒酔い運転
14. 安全運転義務違反

時間は3時間。講習手数料として5,700円の支払いが義務づけられています。受講をしなかった場合は、裁判所へ呼び出された上、5万円以下の罰金が科せられます。今まで何気なく行っていた行為が、厳しく取り締まられることとなりますので、自転車を利用する際はくれぐれも気をつけましょう(特に安全運転義務違反)。(参考文献:情報発信サイト「Syufee!」)

知って道路標識

さて、危険項目の中に「通行禁止違反」がありますが、道路標識の意味を知らないという人もいるのではないのでしょうか?そこで、今回自転車を運転する時に知っておかなければいけない道路標識について、まとめてみましたので、覚えておくようにしましょう。(参考文献:マイペースに自転車を楽しむためのメディア「FRAME」)

	左の標識は、歩行者専用道路。この道路は自転車に乗ったまま通行してはいけません。もちろん自転車を降りて、手で自転車を押しながらならば、通行しても構いません。
	左の標識は、一方通行の道路を表します。車両(自転車も軽車両扱いになる)は記されている方向へのみしか通行できません。
	左の標識は、車両進入禁止を表すもの。一方通行の標識の出口などに設けられていることが多く、この標識が掲げられている方向から、自転車に乗って侵入してはいけません。
	左の標識は、車両通行止めを表します。自転車を含む全ての車両は、この標識を掲げている道路を通ることができません。
	左の標識は、自転車通行止めを表します。こちらは、自転車のみ通行ができない道路をあらわします。大型トラックなど大きな車両が通る道路で見かけることが多く、危険な場合が多いので、素直に指示に従いましょう。
	左の標識は、一時停止を表します。この標識があった場合、道路に引かれた停止線の手前で一時停止する必要があります。停止線が見当たらない時は、交差点の手前で一時停止が必要です。
	左の標識が掲げられている道路では、すぐに停止できる速さに速度を落とさなければいけません。自転車の場合は、広く閑散とした歩道で時速8km以下、狭い歩道や交通の多い歩道では時速4km以下と言われています。
	左の標識は、自転車及び歩行者専用道路を表します。自転車は、原則車道を左側通行ですが、この標識が掲げられている道路は、自転車も通行可能です。ただし、歩行者も通行するので、歩行者の通行を妨げないようにしないといけません。
	左の標識は、交差点などで自転車が横断できる「自転車横断帯」を記した標識です。この標識と共に、道路に誘導線が引いてあるはずなので、その範囲内を走って横断しましょう。

賠償責任

今年、兵庫県議会において自転車利用者には損害賠償保険の加入を義務づける条例が成立しました。保険加入の義務化は10月1日から。罰則はありませんが、自転車事故の加害者側に9000万円以上の損害賠償を請求された事例もあるなど、自転車が加害者になる事故が増えています。この機会に、是非自転車保険に加入して

令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間に「安全講習」を受講する義務があります。講習 いただきますよう、よろしくお願いいたします。

